令和2年第1回定例会

(令和2年2月28日)

上川北部消防事務組合議会会議録

令和2年第1回上川北部消防事務組合議会定例会

開会 令和2年2月28日(金曜日) 午後2時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 令和2年度消防行政執行方針

日程第4 一般質問

日程第5 議案第1号 上川北部消防事務組合 パートタイム会計年度任用職員の報 酬、手当及び費用弁償に関する条例 の制定について

> 議案第2号 上川北部消防事務組合 フルタイム会計年度任用職員の給与 に関する条例の制定について

> 議案第3号 地方公務員法及び地方 自治法の一部を改正する法律の施行 に伴う関係条例の整備に関する条例 の制定について

日程第6 議案第4号 令和元年度上川北部消 防事務組合一般会計補正予算(第2 号)について

日程第7 議案第5号 令和2年度上川北部消 防事務組合一般会計予算について

日程第8 議会報告第1号 例月現金出納検査 及び定期監査の結果報告について

日程第9 閉会中の継続審査(調査)の申し出に ついて

1. 出席議員(11名)

議	長	11番	東		千	春	君
副調	養長	10番	岩	崎	泰	好	君
議	員	1番	塩	田	昌	彦	君
議	員	2番	大	西		功	君
諡	昌	3 釆	∓ -	上嵐	庄	作	聿

議	員	4番	平	木	総	司	君
議	員	5番	玉	田		健	君
議	員	6番	倉	澤		宏	君
議	員	7番	小	池		豊	君
議	員	8番	小	西	邦	広	君
議	員	9番	近	藤	八	郎	君

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局職員

事	務	局	長	久	保		敏	
書			記	加	藤	_	幸	
書			記	田	嶋	大	助	

1. 説明員

管	理	1	者	加	藤	剛	士	君
副	管	理	者	Щ	П	信	夫	君
副	管	理	者	谷		_	之	君
副	管	理	者	石	垣	寿	聰	君
副	管	理	者	佐	近		勝	君
消防参事(名寄市副市長)				橋	本	正	道	君
会	計 管	理	者	末	吉	ひと	ニみ	君
監	查	委	員	鹿	野	裕	\equiv	君
消	防	ĵ	長	菊	池		剛	君
総	務	課	長	土	田		朗	君
消	防 企	画 課	長	遠	藤	豊	明	君
総	務課	主	幹	土	田		司	君
名	寄 消	防 署	長	佐々	木	幸	雄	君
美	深 消	防 署	長	西	村	直	志	君
下	川消	防 署	長	多	田	淳	浩	君
中	川消防	方支 署	長	渡	邊	雅	弘	君
音威子府消防支署長				菊	池		聡	君

◎開会の宣告

○議長(東千春議員) ただいまより、令和2 年第1回上川北部消防事務組合議会定例会を開 会いたします。

全員出席でございます。

(午後2時00分)

◎会議の宣告

○議長(東千春議員) 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

〇議長(東千春議員) 日程第1 会議録署名 議員の指名を行います。会議録署名議員には会 議規則第87条の規定により、8番 小西邦広 議員、9番 近藤八郎 議員を指名いたします。

◎会期の決定

〇議長(東千春議員) 日程第2 会期の決定に ついて、お諮りいたします。

今期 定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(東千春議員) 異議なしと認めます。 よって、今期 定例会の会期は、本日1日と決 定いたしました。

◎行政報告

○議長(東千春議員) 日程第3 これより令和2年度消防行政執行方針を行います。

加藤 管理者

○管理者(加藤剛士君) 令和2年第1回上川 北部消防事務組合議会定例会にあたり、上川北 部消防行政の基本的な方針と施策の概要を申し 上げます。

はじめに、平成の時代が終わり、新たに令和の時代に引き継がれましたが、今後も地域に密着し、住民の安心・安全の確保をするために、消防は、組織力と機動力を最大限に発揮し、多種多様な災害、社会情勢の変化による消防需要に、全力で応えていく必要があります。

昨年は、7月末から台風の活動が活発になり 7月26日から8月6日までに5個の台風が発 生するなど、11月下旬までにほぼ毎週、台風が 出現しております。特に被害が大きかった台風 19号は、千曲川、阿武隈川といった主要河川の 氾濫・堤防決壊を引き起こし、被害の範囲は38 都道府県に及び99名が死亡、3名が行方不明、 380 名が負傷し、住宅の全半壊が3万2,036棟、 住宅の浸水被害が3万368棟に及ぶ甚大な被害 が発生し、現在においても避難所生活を強いら れている方々がおります。また、7月には、動 画制作会社事務所内にバケツに移したガソリン を撒き着火し爆燃現象を発生させた放火事件に より、20代から40代を中心とした36名の死亡 者、35名の負傷者に及ぶ痛ましい事件が発生し ております。一方道内においては、被害の大き かった自然災害は発生しなかったものの、10月 に札幌市厚別区の 10 階建てのオフィスビルか ら出火し、鎮火まで15時間を要した例など、大 規模、複雑多様化した災害、事件、火災が発生 しています。

本年は、東京オリンピック、パラリンピックが開催され、マラソン、競歩競技が札幌市で開催されることから、昨年に引き続き外国人への対応や発生が危惧されている南海トラフ地震、首都直下地震や自然災害などの大規模災害に対応する広域応援、緊急消防援助など大規模・複雑多様化に対応した技術・見識が高く求められております。

防災・減災に対する住民の意識が高まる中で、 消防に寄せられる期待は、ますます大きくなっ ており、災害や事故から生命、身体及び財産を 守るためには、消防防災体制の充実強化を着実 に推進していく必要があります。

このような諸情勢を踏まえ、新年度に向けまして、以下の施策を重点的に取り組んでまいります。

まず第一点目は、消防体制についてです。 社会情勢の変化や、消防・救急需要の動向を見 極め、住民から求められる消防体制の整備・確 立が重要であります。

消防施設や装備の充実を図り、高度化・専門化する消防業務を確実に行う、住民から信頼される「消防人」の育成を重点に進めるとともに、消防団との連携を強化、地域防災力の向上、頻発(ひんぱつ)する自然災害や複雑多様化・大規模化する各種災害に対応するため、広域的な連携、消防防災体制の充実強化を着実に進めてまいります。

消防力の確保については、災害の規模や様態に応じた組織活動を展開する上にも、人員の確保はもとより、指揮者、各種災害に対応するために「心・技・体」を備えた人材の育成、計画的な消防自動車の更新をはじめ、各種資器材の整備に努めます。

広域応援体制では、当組合は、大規模災害や特殊災害などに対応するために「北海道広域消防相互応援協定」を締結しております。令和2年度は当組合において上川、留萌、宗谷管内の消防本部が参加し、「広域応援訓練研修会」が開催されます。

研修会では、要請・参集・部隊運用、及び関係機関との連携を確認し、新たに制定した「組合消防受援計画」に基づいて、道内応援隊や緊急消防援助隊を円滑に受け入れ、連携した活動が

行えるよう、受援時の対応を検証し、消防活動 及び災害対応力の充実強化に努めます。

同様に国内では、令和2年度「緊急消防援助隊 北海道東北ブロック合同訓練」が宮城県で開催 され、当組合から救急隊1隊の派遣を計画して います。

また、平成30年度から令和2年度までの間、当組合から北海道防災航空室に航空隊員1名を派遣しており、令和2年度には消防防災ヘリコプターを活用した訓練を計画しており、関係機関との連携に努めて参ります。

第二点目は、火災予防行政についてです。

これまでの火災予防行政の着実な取り組みにより、出火件数や火災による死者数は長期的には 減少傾向にあります。

今後、さらなる高齢化の進展を踏まえ、住宅火 災とそれに伴う死傷者を低減させるために、住 宅用火災警報器の設置や適切な維持管理の重要 性について「各地域の住宅用火災警報器設置・ 維持管理対策実施計画」に基づき、消防団、女 性防火クラブ、及び自主防災組織と協力し、設 置率の向上に努めます。また、住宅火災におい ては、寝具類や衣類が着火物となって高齢者を はじめとする多くの死傷者が発生していること から、防炎品や消火器の普及を促進するなど、 住宅防火対策を推進します。

次に、消防法令では建物など火災予防行政の主 たる対象となるものを「防火対象物」と定義し、 これらの防火対象物に対して、「査察方針」に 基づき、戦略的かつ計画的な立入検査を行いま す。消防法令違反に対しては、適切に違反是正 を図るとともに、重大な消防用設備等の未設置 違反に対しては「違反対象物公表制度」により、 利用者などへ迅速に公表し、早期の違反是正に 努めます。

また、消防法令の改正により、昨年10月から火

を使用する設備などを設けた飲食店において は、消防用設備等の設置範囲が拡大されたこと に伴い、設置指導や点検報告に関する周知を図 り、出火防止対策や初期消火の重要性について、 立入検査などを捉え指導してまいります。

次に、危険物施設においては、昨年7月に発生した京都市伏見区の放火事件を受け、同様の事案発生を抑制するために、消防法令が改正されました。本年2月からは、ガソリンを販売するための容器に詰め替えるときは、顧客の本人確認、使用目的の確認、及び販売記録の作成が義務付けられたことに伴い、技術上の基準違反とならないよう、立入検査のほか、研修会など様々な機会を捉え指導してまいります。

第三点目は、救急行政についてです。

令和元年中の管内の救急出動件数は 1,571 件で、管内人口が減少する中、近年は概ね 1,600 件前後と出動件数は増加傾向にあります。

今後も急速な高齢化や核家族が進み、救急出動の件数は増加で推移すると見込まれ、ますます活動は専門的な知識や高度な技術が求められます。このことから、救急救命士をはじめとする救急隊員の資質向上のため、各種研修や実習の充実、高規格救急自動車をはじめとする救急資器材の整備、更新に努めます。

また、ドクターカーやドクターへリを活用した 医療機関との連携強化を推進し、総合的な救急 対応力の向上に努めます。

次に、近年の訪日外国人の増加に伴い、円滑なコミュニケーションを図るため、救急隊に配備されているスマートフォン(多言語音声翻訳アプリ)などを使用し、日本語が通じない外国人を想定した救急訓練を実施することによって、対応力の向上に努めます。

他方、救急要請してから救急隊到着まで、管内 では平均 7.8 分を要し、この間に救急現場に居 合わせた者による応急手当の有無が、心肺停止 傷病者のその後の経過、社会復帰に大きく左右 されます。引き続き、住民や事業所などを対象 とした応急手当講習を開催し、応急手当の普及 を推進します。

また、救急現場に居合わせた人が、消防通信員からの指示に基づきAED(自動体外式除細動器)を任意で設置している事業所からAEDの持ち出し、貸し出して応急手当が出来るよう、昨年「AED使用協力事業所登録制度」を制定しました。さらに登録事業所を増やし、住民に認知され、救命率を高め、社会復帰につながるよう、様々な機会を捉えて周知してまいります。

第四点目は、消防団についてです。

消防団は、市町村の非常備の消防機関であり、 消防団員は、他に本業を持ちながらも、権限と 責任を有する非常勤特別職の地方公務員とし て、「自らの地域は自らで守る。」という郷土 愛護の精神に基づき、消防防災活動を行ってお り、地域の安心・安全確保のために果たす役割 は極めて大きなものとなっています。

冒頭に申し上げたとおり、近年における災害の 態様は、大規模・複雑多様化し、住民の安心・ 安全を脅かしており、防災・減災に対する地域 住民の意識が高まる中で、災害から住民の生命、 身体及び財産を守るためには、消防団を中核と した消防防災体制の充実強化を推進していく必 要があります。

しかし、人口減少や少子高齢化の進展など社会 経済情勢の変化により、消防団員数の減少や平 均年齢の上昇など様々な課題を抱えており、地 域における防災力の低下が懸念されています。 当組合の令和2年1月1日現在の消防団員数は 386人で、団員定数に対する充足率は86.4パー セントとなっていますが、消防団の充実強化を 図るため、広報誌への掲載、イベントでの団員 募集及び公務員への働きかけ、女性消防団員の 積極的な採用や道内消防団の団員確保事例調査 などを引き続き推進してまいります。

また、「消防団協力事業所表示制度」による表示証交付事業所数を、現在の13事業所からさらに拡大するため関係事業所への周知、消防団員の確保及び消防団活動への協力要請を深めてまいります。

最後に、冊子には書かれておりませんが、新型コロナウイルスの感染については、国内においても複数の地域で、感染経路が明らかでない 患者が散発的に発生しております。

こうした状況は、住民生活に影響を及ぼし、消防はその脅威から生命を守り、住民の安心・安全を確保していく使命と責任がございます。

考えられる様々な状況を想定しているところではありますが、想定を超える場合や、状況の変化など、スピード感をもって対応していく所存でございますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上、令和2年度の消防行政執行内容について申し上げました。

これらの推進につきましては、誠心誠意努力してまいりますので、今後一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長(東千春議員) 以上で消防行政執行方 針を終わります。

◎一般質問

○議長(東千春議員) 日程第4 これより一般 質問を行います。一般質問の通告に従い、発言 を許します。

「新型肺炎感染拡大と救急業務の対応は」を 岩崎泰好議員 **○10番(岩崎泰好議員)** 日々感染拡大が懸念される新型肺炎コロナウイルスへの対応について、現状と課題についてどう解決していくのか所見を伺うものでございます。

先ほど消防行政執行方針の中で管理者からもお話がありましたが、懸念する状況が日を進むごとに増えている状況で、どのような対策をお考えでしょうか。

小項目1「市町村や関係する医療機関・保健所 との連携体制が確保されているか」

小項目2「救急車の搬送に伴い、除菌や消毒等 の対応など準備体制は万全か」

小項目3「陽性発生時の濃厚接触者(救急隊員) への対応と補充人員の確保は」

以上、3点の考えをお聞きしたいと思います。

〇議長(東千春議員) 菊池消防長

○消防長(菊池剛君) ただ今、岩崎議員から 「新型肺炎感染拡大と救急業務の対応につい て」ということで、3点の質問をいただきまし た。

まず、現状でありますが、令和元年 12 月、中華人民共和国湖北省武漢市において、新型コロナウイルスの感染者が報告され、その後、国内あるいはクルーズ船内での感染、道内においても感染が広がっています。

2月中旬以降、消防職員や医療従事者の感染が報告され、当組合管内でも、いつ発生してもおかしくない状況であると認識しております。

小項目1「市町村や関係する医療機関・保健所との連携体制が確保されているか」ということですが、市町村、医療機関、名寄保健所は、救急症例研究会などを開催している「上川北部地域救急業務高度化推進協議会」の構成員となっており、また、過去に、重症急性呼吸器症候群(SARS:2003)が発生した時に、市町村、医療機関、保健所との連携体制が既に確保され

ております。

今月5日には、名寄保健所が主催する関係機関会議が開催され、保健所、各市町村担当者、警察、名寄市立総合病院、消防機関が出席し、情報共有や意見交換を実施しており、連絡体制について、事前調整を行い、担当窓口については把握をしているところです。

次に、小項目2「救急車の搬送に伴い、除菌や消毒等の対応など準備体制は万全か」とのご質問ですが、奇しくも救急業務における感染防止対策については、近年、感染症の国際的な拡大や、我が国において大規模な国際的イベントを控えていることから、消防本部が活用できる感染防止対策マニュアルの作成や、消防機関における望ましい感染防止管理体制について、総務のあり方に関する検討会報告書」として取りまとめられ、「救急隊の感染防止マニュアル」の整備・充実が図られたところであり、感染防止対策について徹底に努めております。

感染予防対策は、「救急業務において取扱う全ての傷病者に何らかの感染症にり患している」と想定した上で、一律に隊員の感染リスクを減らすために実施するもので、具体的には「適切なタイミングと方法による手指衛生」、手や指の消毒や洗い方の手順、その時期と「適切な個人防護具の選択と着脱」、手袋やマスク、感染防止衣、ゴーグル、シューズカバーなど、現場に応じた選択と着脱の仕方。また、傷病者に対しても状況によりマスクを着用させ、感染源の飛散防止を図ります。

次に、感染者搬送後の救急車の消毒法ですが、 傷病者の飛散物で汚染された箇所を次亜塩素酸 ナトリウムやアルコールで清拭することが有効 とされていますので、感染防止対策マニュアル に沿った対応を行います。 そのほか、感染者や感染の疑いのある傷病者に対しては、予備救急車の活用や、消毒中で救急車が出動できないときは、近隣の署が応援をする対応となっており、救急出動に影響が出ないよう計画しています。

救急活動において、搬送に携わる者自身が感染しない、また感染を他へ拡大させないよう、 適切に感染防止対策を行っており、今後におい ても万全な体制で救急活動に取り組んでまいり ます。

次に、「陽性発生時の濃厚接触者(救急隊員) への対応と補充人員の確保は」というご質問で すが、消防機関による救急搬送は、クルーズ船 からの感染者の搬送、今月23日には石狩管内 の20代女性を搬送していることは報道などで 承知しています。

感染者を搬送する場合は、先ほどの説明のとおり、感染防止対策として、手袋、マスク、感染防止衣を着用していることから、感染予防策を講じている救急隊員については、濃厚接触者には含まれないとの回答を保健所から得ておりますし、石狩管内の20代女性を搬送した救急隊員についても、保健所からの指導により通常勤務を行っていると承知しております。

ではありますが、消防職員が何らかの事由により感染してしまった場合、議員ご指摘のとおり、消防の勤務形態上、体制全体に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

職員を出勤停止とした場合には、限られた人数での勤務でありますので、人員不足になることは否めません。

このことから、過去に新型インフルエンザが発生した時に、新型インフルエンザが蔓延した場合であっても、必要な業務を継続するために定めた「新型インフルエンザ等対策業務継続計画」を準用し、業務の優先付け、人員配置や資器材

の確保など、職員の多くが感染した場合の勤務 体制をあらかじめ計画する事としております。 また、職員の感染や出勤停止が長期間となりま すと、署毎の対応では限界がありますので、組 合管内からの応援、消防本部間での広域応援な ど、様々な対策を講じ消防体制の維持に努めて まいります。

なお、新型コロナウイルスに感染している方の搬送に関しては、感染症の予防及び感染症の 患者に対する医療に関する法律第 21 条の規定 に基づき、都道府県(保健所)により感染症指 定医療機関への移送措置が取られこととされて いますが、都道府県(保健所)の移送能力を超 えるような場合は消防が協力することも考えら れます。

今後におきましても、正確な情報収集に努め、 関係機関との連携はもとより、感染予防と安全 管理を徹底し、適正かつ確実に活動できる体制 維持に取り組んでまいりますので、ご理解いた だきますようお願いいたします。

〇議長(東千春議員) 岩崎泰好議員

○10番(岩崎泰好議員) 過去の例や様々な マニュアルを用いて万全な体制をとっている印 象がありますが、更に気になるのは、救急自動 車において1台につき3人の隊員が乗務するの が基本だと思いますが、そのうちの一人がなん らかの形で罹患した場合の対応はどのようなも のになるのでしょうか。

そして、学校なども休校になっている状況も あり、消防隊員の有給休暇の取得など、更に業 務に携われない隊員が出てきた場合の対応は可 能なのでしょうか。

〇議長(東千春議員) 遠藤消防企画課長

〇消防企画課長(遠藤豊明君) 各消防署の隊 員が新型コロナウイルスに感染した場合に消防 体制の維持へ向けた対応についてお答えしま す。

まず、今月 14 日に神奈川県の 30 代の消防職員が、23 日には美瑛町の 20 代の消防職員が新型コロナウイルスに感染していることが報告されております。いずれの場合も、現状の感染経路は調査中で明らかになっておりません。

職員が罹患した場合は、出勤停止になることは 勿論ですが、対応については保健所からのご指 導をいただき、必要な対策を講じることになり ます。

感染が確定していない職員についても、罹患した職員が発症したと推定される1日前から接触のあった者に対しては濃厚接触者となりえる可能性がありますので、発熱の風邪症状が認められる場合は勿論のこと、症状がない場合でも14日間の健康観察期間を設けることになっております。

美瑛町を例にしますと、保健所の判断の元に濃厚接触者を決定し、決定した後に自宅待機と聞いております。

当組合管内で発生した場合については、業務継続計画に基づいて出動できる隊員の整備をし、業務の選択をしていただき、「消防業務、救助業務、救急業務」の継続を第一に考えた活動体制をとることになります。

なお、職員の復帰について、最低でも健康観察期間で14日間かかることになり、罹患し入院した場合については、症状が落ち着いた後、PCR検査の結果が陰性であり、更に日を空けて、再度のPCR検査で陰性にならなければ退院できないことから、一定の期間が必要と考えられます。そうなれば、署毎での対応が難しくなりますので、当組合管内の近隣市町村の間で対応をし、それでも難しい場合には、広域応援で他の消防本部からの応援ということになります。北海道からそのように対応をするよう通知をいただいておりますので、様々な対応を想定し、消防体

制の維持に努めてまいります。

○議長(東千春議員) 以上で 岩崎泰好議員 の質問を終わります。

これをもちまして、一般質問を終結いたします。

◎議案第1号ほか2件

○議長(東千春議員) 日程第5 議案第1号 上川北部消防事務組合パートタイム会計年度任 用職員の報酬、手当及び費用弁償に関する条例 の制定について

議案第2号 上川北部消防事務組合フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について

議案第3号 地方公務員法及び地方自治法の 一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整 備に関する条例の制定について

関連がありますので 以上3件を一括議題とします。提出者の説明を求めます。

加藤 管理者

〇管理者(加藤剛士君) 議案第1号 上川北部消防事務組合パートタイム会計年度任用職員の報酬、手当及び費用弁償に関する条例の制定について、議案第2号 上川北部消防事務組合フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について、議案第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、一括して提案の理由を申し上げます。

平成 29 年に地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、新たに「会計年度任用職員制度」が創設されました。改正法については、令和2年4月に施行されることから、当組合においても関連条例の整備及び、既存条例の一部を改正するものであります。

議案第1号、上川北部消防事務組合パートタイム会計年度任用職員の報酬、手当及び費用弁

償に関する条例の制定は、平成29年改正後の地方公務員法第22条の2第1項第1号で定める会計年度任用職員について、その報酬、手当及び通勤費用に係る費用弁償等について定めるものであります。

議案第2号、上川北部消防事務組合フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定は、同条第1項第2号で定める会計年度任用職員の給料、手当等について定めるものであります。

議案第3号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、会計年度任用職員制度の創設に伴い、関係条例5本について会計年度任用職員に適用される制度に関する規定の整備、国の法改正に伴う、文言の整理などを行うものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い 申し上げます。

○議長(東千春議員) これより、質疑に入ります。 ご発言ございませんか。

岩崎泰好議員

〇10番(岩崎泰好議員) 2点ございます

まず1つ目に、「吏員」という表現について。 議案第3号で削っておりますが、この他にも関 連する規則や要綱などの様々なところで「吏員」 という表現が出てきますが、今後 整備してい くのでしょうか。

次に、上川北部消防事務組合職員定数条例の一部改正について、会計年度任用職員制度に移行するにあたって文言を整備しておりますが、第3条の「嘱託職員」は「嘱託員」、「臨時職員」は「臨時的任用職員」が地方公務員法に基づいた表現ではないでしょうか。

〇議長(東千春議員) 土田総務課長

〇総務課長(土田朗君) 「吏員」の表現につ

いては、平成 18 年に職名を改める法改正がされております。その時に合わせて「吏員」という表現も整備されましたが、当組合では改正する機会がなかったことから、今回の条例改正に合わせてご提案したところです。

他に関係する規則等々ございますので、機会を 見ながらご提案しようと思っております。

臨時職員の表現については、今回 改正された 地方公務員法で、常時勤務を要する職員につい て、緊急的に要員を確保する必要がある場合に 臨時的任用、または嘱託職員に採用できるとさ れており、多様な人員確保に対応するために職 種を残したいと考えております。

当組合としては、従来からある呼称を使用し、 組合独自の表現としてご提案いたします。

O議長(東千春議員) ほかに質疑は、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東千春議員) 以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第1号ほか2件は委員 会付託を省略し、ただちに採決することにご異 議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(東千春議員) 異議なしと認めます。 これより、採決を行います。議案第1号ほか2 件は原案のとおり決定することにご異議ござい ませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(東千春議員) 異議なしと認めます。 よって、議案第1号ほか2件は原案のとおり可 決されました。

◎議案第4号

〇議長(東千春議員) 日程第6 議案第4号

令和元年度上川北部消防事務組合一般会計補正 予算(第2号)について を議題とします。

提出者の説明を求めます。

加藤 管理者

〇管理者(加藤剛士君) 議案第4号 令和元年度上川北部消防事務組合一般会計補正予算 (第2号) について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、年度末にあたり 各款の事業の確定に伴い、歳入歳出それぞれ 2,673万2千円を減額し、予算総額を12億5,538 万4千円とするものであります。

補正の主なものを、歳出から申し上げます。 2款総務費1項総務管理費につきましては 100 万4千円を減額しようとするものであります。 内訳は消防本部臨時職員の賃金で 21 万3千円 を減額、旅費、役務費を合わせて 69 万4千円の 減額が主なものとなっております。

3款 消防費につきましては 2,584 万 2 千円を 減額しようとするものであります。

項別に見ますと、1項 名寄消防費では1,528万6千円、2項 下川消防費では157万円、3項美深消防費では94万5千円、4項 中川消防費では719万7千円、5項 音威子府消防費では84万4千円を減額しようとするものであります。

内訳では、名寄消防費の常備消防費で、職員給料、手当、共済費で746万7千円を減額し、消防学校での各種講習の受講調整の結果による講習旅費61万円の減、業務用パソコンのオペレーションシステムの入替手数料の減額などで1,117万4千円を減額し、非常備消防費で、団員報酬で64万4千円の減、需用費で47万1千円の減を主なものとして、合わせて135万8千円の減、消防施設費では昭和56年に購入した小型動力ポンプ付積載車の入札執行残で275万4

千円の減となっております。

下川消防費では給料、手当、共済費で71万円を増額し、消火栓設置負担金で31万円を減額し、美深消防費では、給料、手当、共済費で97万9千円を増額し、市街地内に設置したモーターサイレンの更新購入で入札の結果35万4千円を減額するものであります。

中川消防費では給料、手当、共済費で 230 万 3 千円の減、旧佐久分遣所機械器具格納庫屋上サイレン塔解体工事の入札執行残により 152 万 9 千円を減額し、音威子府消防費では給料、手当、 共済費で 4 万 8 千円を減額しようとするもので あります。

次に歳入について、ご説明申し上げます。

1款 分担金及び負担金につきましては、本部費等分担率等による経費で150万1千円、各消防署に要する経費で4,932万7千円を減額し、本部が一括で支払う経費で11万4千円を増額し、合わせて5,071万4千円を減額し、歳出予算額の均衡を図るものであります。

5 款 繰越金につきましては、平成 30 年度決算 額確定により 1,545 万 1 千円を追加しようとす るものであります。

以上、補正の概要を申し上げました。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上 げます。

O議長(東千春議員) これより、質疑に入ります。 ご発言ございませんか。

(発言なし)

○議長(東千春議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。 議案第4号は、委員会付託を省略し、ただちに採決することにご異議 ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東千春議員) 異議なしと認めます。

これより、採決を行います。 議案第4号は、 原案のとおり決定することにご異議ありません か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東千春議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号

○議長(東千春議員) 日程第7 議案第5号 令和2年度上川北部消防事務組合一般会計予算 について を議題とします。

提出者の説明を求めます。

加藤 管理者

○管理者(加藤剛士君) 議案第5号 令和2 年度上川北部消防事務組合一般会計予算につい て、提案の理由を申し上げます。

はじめに、予算の概要についてご説明申し上げ ます。

予算編成にあたりましては、各構成市町村に あっては、引き続き大変厳しい財政状況にある ことから、必要な施策の選択と経費の節減を図 る一方、消防に寄せる住民の期待に応えるべく、 消防体制の強化や救急業務の高度化を始め、各 種事業の推進並びに消防職・団員の資質の向上 を図ることを重視したところであります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ 13 億 8,484 万 5 千円で、対前年度比 1 億 915 万 4 千円、8.6 パ ーセントの増額となっております。

増額となった主な要因といたしましては、構成 市町村内の高年式消防車両の更新や防火水槽未 整備区域の解消により生活者の安心安全を確保 したことが要因となりました。

それでは、主要事業について歳出からご説明 をいたします。

名寄消防費におきまして、昭和61年に風連消防

団に配備した水槽付き消防ポンプ自動車の更新を予定しています。下川消防費では、防火水槽未整備地域において新たに防火水槽を整備し地区住民の不安解消を図るために耐震性貯水槽の新設を予定しています。美深消防費では、昭和61年に消防団へ配備した消防ポンプ車を更新し、中川消防費では、平成17年に配備した救急自動車を高規格救急自動車へ更新配備することを予定しています。

次に、歳入についてご説明申し上げます。 歳入につきましては、使用料及び手数料・財産 収入・諸収入を自主財源とし、不足する財源は、 構成市町村の分担金により、その均衡を図るよ う計上したものであります。

予算の執行にあたりましては、効率的な執行に努めることはもとより、消防職・団員の人材育成や消防団員の確保、及び消防施設の整備などの消防力の充実強化と併せて、住宅、防火対象物及び危険物施設の防火安全対策、救急業務の高度化への対応など、一層の努力を続ける所存でありますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、消防長から説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(東千春議員) 追加説明を菊池消防長○消防長(菊地剛君) それでは、令和2年度上川北部消防事務組合一般会計予算につきまして、補足説明させていただきます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ 13 億 8,484 万 5 千円となっております。

歳出から説明いたします。

1款 議会費ですが、今年度と同じく定例会 2回、臨時会1回を予定しています。JR運賃値 上げにより、8節 旅費で8千円の増額となっているほかは前年と同額となっています。

次に、2款 総務費の予算額は、1億3,779万1千円で、前年度比1,519万2千円の増としています。1項1目 一般管理費につきましては、892万7千円の増となっています。

なお、今年度まで7節 賃金で見ていました臨時職員の賃金が、令和2年度から会計年度任用職員として報酬で支払うこととなるため1節報酬で計上しており、賃金につきましては削除となり、以降の節は繰り上げとなっています。2項1目監査委員費につきましては、9款旅費で、1万1千円減額し、21万7千円としています。

3項 諸費につきましては、構成市町村の分担率による分担金に基づいて計上しているものではなく、各消防署・支署が単独で加入できない団体等の負担金及び消防本部が一括して行う事業費を計上し予算執行しているものです。諸費につきましては、前年度比 627 万 6 千円増の4,091 万 1 千円を計上しております。ここでの増額は、10 節 需用費の救助型活動服及び防火衣の購入が要因となっています。詳細は説明欄及び19 頁左の表をご覧下さい。

3款 消防費について、説明いたします。 ここでは、1項 名寄消防費から5項 音威子 府消防費まで、それぞれ常備消防費、非常備消 防費、消防施設費として計上しております。予 算額は、12億4,526万6千円で、前年度と比べ 9,395万4千円の増となっています。 各消防 署・支署の特徴的なもの、主な事業についてご 説明いたします。47頁の主要事業一覧表と併せ てご覧ください。

はじめに、1項 名寄消防費ですが、予算額は5億9,550万5千円で、前年度比1,604万3千円の増となっています。増額の要因としましては、本年度、パソコンの更新、団車両の小型

動力ポンプ付き積載車、電子サイレン更新事業 が終了していますが、消防施設費での水槽付消 防ポンプ自動車の更新などによるものです。主 な事業としましては、他に消防施設費での消火 栓更新事業となっています。教育関係では、北 海道消防学校の初任教育、火災調査科にそれぞ れ2名。救助科、幹部科に1名。消防団員教育 の指揮幹部科に2名の派遣を予定しています。 救急救命士の教育としましては、就業前教育、 ビデオ喉頭鏡講習、及び実習にそれぞれ1名、 処置拡大2行為講習に2名を予定しておりま す。

2項 下川消防費ですが、予算額は1億6,746 万円で、前年度比1,204万円の増となっています。増額の要因としては、備考資金償還金、常備 油圧救助器具、施設 救命用ボートと、主要事業でもあります、消防施設費での耐震性貯水槽新設工事及び、消火栓更新事業などとなっています。教育関係では、北海道消防学校の初任教育、警防科、救助科にそれぞれ1名。消防団員教育の指揮幹部科に1名の派遣を予定しています。救急救命士の教育としまして、就業前教育及びビデオ喉頭鏡実習に1名を予定しております。

3項 美深消防費の予算額は2億1,175万4 千円で、前年度比3,491万5千円の増となっています。本年度、小型ポンプ、モーターサイレンの更新などの事業が終了しておりますが、非常備消防費での消防ポンプ自動車及び、消防施設費での消火栓更新事業などで増額となっています。職員の教育関係では、北海道消防学校の火災調査科、救助科にそれぞれ1名の派遣を予定しております。救急救命士の教育としましては、気管挿管、ビデオ喉頭鏡講習、実習、及び処置拡大2行為講習にそれぞれ1名を予定しております。

4項 中川消防費の予算額は1億6,366万1

千円で、前年度比 2,481 万 6 千円の増となっています。増額の要因としまして、本年度、救急訓練人形の購入、サイレン塔解体工事が終了しておりますが、消防施設費での高規格救急車更新などにより増額となっています。職員の教育関係では、北海道消防学校の警防科、幹部科にそれぞれ 1 名の派遣を予定しております。救急救命士の教育としまして、ビデオ喉頭鏡実習に1名を予定しております。

5項 音威子府消防費の予算額は1億688万6千円で、前年度比614万円の増となっています。

増額の要因として、職員増による人件費、及び 消火栓補修工事などとなっています。

4款 予備費につきましては、前年度と同額 の100万円の計上となっております。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入を説明いたします。

1款 分担金及び負担金につきましては、予算額13億6,827万円で、前年度比1億773万7千円の増となっております。分担金の内訳につきましては、説明欄に記載のとおりですが、右上の表は本部費等分担率による経費に係る分担率、右下に分担金内訳、左下に本部が一括して支払う経費内訳を記載しています。

2款 使用料及び手数料につきましては、前年度と同額を、3款 財産収入につきましては、建物貸付収入を16万7千円減額、137万6千円とし、内訳については説明欄のとおりです。

4款 繰越金につきましては、本年度と同額を、5款 諸収入につきましては、158万4千円の増となっていますが、増額分は、2項 雑入の、防災航空室に派遣している職員の給与補助金の増及び、北海道防災航空隊に隊員を派遣している本部への財政支援としての「防災航空

室 隊員派遣助成金」110万3千円を合わせまして、総額999万円4千円の計上となっております。

なお、消防本部の運営に係る構成市町村の分担 金の分担率の算出基準は4頁の第2表に、市町 村別分担金内訳については48頁に記載してい ます。

以上で、令和2年度一般会計予算の補足説明 とさせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願い致します。

O議長(東千春議員) これより、質疑に入ります。 ご発言ございませんか。

岩崎泰好議員

〇10番(岩崎泰好議員) 40 頁からの債務負担行為の項目で、当組合で長期継続契約を締結しておりますが、該当する事務機器等、もう少し整備できるのではないでしょうか。

〇議長(東千春議員) 土田総務課長

○総務課長(土田朗君) 工夫できる部分は多々とあると考えておりますので、明年度以降の補正予算等々の時期に精査しながら、債務負担行為の設定も含めて考えていきたいと思っております。

O議長(東千春議員) ほかに質疑は、ございませんか。

近藤八郎議員

O9番(近藤八郎議員) 50 頁からの負担金の中で、名寄消防費にしか上川地区消防団長会負担金の項目がない理由をお聞きしたい。

「上川地区」ということは他の振興局にも団 長会が存在するのでしょうか。

〇議長(東千春議員) 土田総務課長

○総務課長(土田朗君) 団長会の負担金について、消防本部からの支出に留まっております。 団長会につきましては、上川管内だけの組織 で運営されております。

〇議長(東千春議員) 近藤八郎議員

○9番(近藤八郎議員) 本部費からの支出ならば、名寄消防費にあるのは誤りではないでしょうか。

団長会が上川地区だけの組織ということですが、今後もそうなのでしょうか。

そして、団長会は他の団体から交付金や負担 金などはもらっているのですか。

〇議長(東千春議員) 土田総務課長

○総務課長(土田朗君) 名寄以外の署については、名寄分会の負担金の中に一部含まれて支出しております。

団長会の組織について、上川管内で議論されている部分があり、その存続については課題となっている部分もありますが、支援金については解決されるまでは支出が必要だと考えております。

〇議長(東千春議員) 近藤八郎議員

○9番(近藤八郎議員) 上川地区だけの組織 となれば課題があるかと思います。どのように 解決するのか、早期に示して対応するべきだと 思います。私も上川地区だけにあるのは課題だ と承知しておりますので、整理されたほうがい いと思い、質問いたしました。

○議長(東千春議員) ほかに質疑は、ござい ませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東千春議員) 以上で、質疑を終結い たします。

お諮りいたします。議案第5号は委員会付託を 省略し、ただちに採決することにご異議ござい ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東千春議員) 異議なしと認めます。これより、採決を行います。 議案第5号は、原案のとおり決定することにご異議ありません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東千春議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議会報告第1号

○議長(東千春議員) 日程第8 議会報告第1号 例月現金出納検査及び定期監査の結果報告について、を議題といたします。

本件につきましては、お手元に報告書が配付されておりますので、それをもってご了承をお願いいたします。

◎閉会中の継続審査 (調査)の申し出

○議長(東千春議員) 日程第9 閉会中の継続審査(調査)の申し出について、を議題とします。

お諮りいたします。お手元に配布いたしました、議会運営委員長からの申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(東千春議員) 異議なしと認めます。
よって、申し出のとおり決定いたしました。

上記会議のてん末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名 する。

議長

署名議員

署名議員

◎閉会の宣言

〇議長(東千春議員) 以上で、今期 定例会 に付議されました案件は全て議了いたしまし た。

これをもちまして、令和2年第1回上川北部消 防事務組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労様でございました。

(午後3時06分)